

県北広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年7月13日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 野田山形線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市山根町木売内第8地割69番1地先から第9地割62番2地先まで	新	m 19.6～8.7	m 340.0
	旧	16.8～6.0	334.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成22年7月13日から同年8月13日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 岩泉平井賀普代線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡普代村第2地割字下村500番2地先から第5地割字上の山10番8地先まで	新	A m 165.8～7.8	m 5,842.7
		B 34.5～5.0	6,781.2
下閉伊郡普代村第2地割字下村500番2地先から第5地割字上の山10番8地先まで	旧	A 165.8～7.8	5,842.7

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成22年7月13日から同年8月13日まで